

平成27年度厚生労働省医政局経済課委託事業

平成27年度
ジェネリック医薬品使用促進の取組事例と
その効果に関する調査研究業務
報告書

平成28年3月

みずほ情報総研株式会社

目 次

第1章 調査研究の概要.....	1
1. 調査研究の背景と目的.....	1
1) 背景.....	1
2) 目的.....	2
2. 調査研究の方法.....	3
3. 標記上の留意点.....	3
第2章 千葉県野田市における取組.....	5
1. 千葉県野田市の概要.....	5
2. 検討会議の設置・運営.....	6
1) 検討された課題.....	6
2) 課題解決に向けた検討.....	7
3) 検討会議としての取組.....	8
3. 取組状況.....	9
1) 野田市における差額通知とジェネリック医薬品使用割合の変化の確認.....	9
2) 病院薬剤師・薬局薬剤師間、医師・薬剤師間における情報共有の状況と、 不具合情報の取扱についての病院、薬局対象アンケート調査.....	10
3) 患者のジェネリック医薬品に対する意識調査.....	14
4) 薬薬連携促進のためのシンポジウム.....	16
4. 野田での安心使用促進に向けての提言.....	17
5. 検討会議の取組効果.....	18
第3章 兵庫県篠山市における取組.....	19
1. 兵庫県篠山市の概要.....	19
2. 検討委員会の設置・運営.....	20
3. 検討委員会での取組.....	21
1) 篠山市国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用状況の確認.....	21
2) ジェネリック医薬品普及啓発のための取組の検討.....	22
3) ジェネリック医薬品の使用に関するアンケート調査の実施.....	26
4. 検討委員会の取組効果.....	32
第4章 福岡県における福岡市での取組.....	33
1. 福岡県福岡市の概要.....	33

2. 地域協議会の設置・運営	34
3. 地域協議会での取組	36
1) ジェネリック医薬品の普及啓発に係る情報の共有及び連携強化	36
2) 福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストの作成	38
4. 地域協議会の取組効果	49
第5章 調査研究のまとめ	51

第1章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景と目的

1) 背景

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が低く抑えられることから先発医薬品に比べて薬価が低い。このためジェネリック医薬品の普及は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものと考えられている。

このジェネリック医薬品の使用促進に向けて、これまで国では様々な方針を定め、施策を講じてきた。具体的には、平成19(2007)年6月、政府は「経済財政改革の基本方針2007」において「平成24年度までに、ジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上にする」という目標を掲げた。

これを受けて厚生労働省は、平成19(2007)年10月に目標達成に向けた「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、ジェネリック医薬品の使用に関し、各種関係者の取り組みの方向性を示し、このアクションプログラムに沿って、国及び関係者において様々な取り組みが実施された。

その後、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24(2012)年2月閣議決定)において「後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進を図る」ことが盛り込まれ、厚生労働省は平成25(2013)年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ(以下「ロードマップ」という。)」を策定した。

このロードマップでは、国の取り組みだけではなく、都道府県や保険者の取り組み等が求められたが、このうち、都道府県における今後の取組として、「市区町村又は保健所単位レベルでの協議会の活用」が盛り込まれた。

ロードマップ/都道府県における取組

(市区町村又は保健所単位レベルでの協議会の活用)

- 薬剤師が少ない病院や薬剤師がいない診療所においては、後発医薬品の情報を単独で集めることが難しいことから、市区町村又は保健所単位レベルでの協議会を地域の後発医薬品の情報収集の場として活用していく。〔平成25年度～〕

市区町村や保健所単位の地域レベルでの協議会を設置する意義は、過年度の調査結果によれば、ジェネリック医薬品について処方、調剤、流通、情報提供などの点で、直接的な関係主体との信頼関係を構築することに役立つこと、また、地域の中核病院におけるジェネリック医薬品の採用状況は、周辺地域にある中小医療機関や保険薬局が採用方針を定める際に、製薬メーカーの信頼度を検討する材料ともなり、都道府県単位よりも、より限定的な地域単位で採用ジェネリック医薬品リストを作成することがより実用的であり、このような施策を推進するために地域レベルでの協議会が役立つことが挙げられている。

地域レベルでの協議会を設置する意義

- 地域における関係主体との信頼関係の構築
- 地域における処方、調剤、流通、情報提供などに関する情報共有
- 都道府県単位よりも、より狭い地域単位で施策（採用ジェネリック医薬品リストの作成、備蓄体制の構築）に取り組んだ方が、より実用的な施策となる

2) 目的

本調査研究は、市区町村又は保健所単位の地域レベルの協議会を組織し、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいる地域を対象に、ジェネリック医薬品の使用促進策の内容、効果等に関する調査研究を実施し、その結果得られた使用促進に有効と思われる取組等について、各都道府県等に情報提供し、ノウハウを共有することにより、地域における使用促進を図ることを目的とした。

2. 調査研究の方法

■ 調査対象・調査方法

ロードマップ策定から2年経過した平成27（2015）年度においても、市区町村又は保健所単位の地域レベルでの協議会は全国的に見て設置箇所数が少ない。

そこで、本調査研究では、主にジェネリック医薬品の使用促進の取り組みの先進性・有用性を考慮し、文献調査、地域レベルの協議会が設置された実績のある県へのアンケート調査、有識者等からの推薦結果をもとに、比較的先行して地域レベルでの協議会を設置している下記の3地域を選定し、協議会委員や事務局等の複数名に対して個別訪問し、インタビューを実施した。

- ・千葉県野田市
- ・兵庫県篠山市
- ・福岡県福岡市（福岡県の取組）

■ 実施時期

平成28年2月から平成28年3月

■ 調査項目

本調査研究では、調査対象地域で設置・運営する（していた）地域レベルでの協議会の運営等を通じた現状と課題を把握するため、下記の内容について調査した。

- ・協議会設置の背景や目的
- ・協議会で取り組んでいる事業
- ・協議会による事業の効果
- ・現在の課題や今後の方向性

3. 標記上の留意点

本報告書では、固有名詞の中に「後発医薬品」の名称がある場合を除き、「ジェネリック医薬品」の名称を使用する点に留意されたい。

第2章 千葉県野田市における取組

1. 千葉県野田市の概要

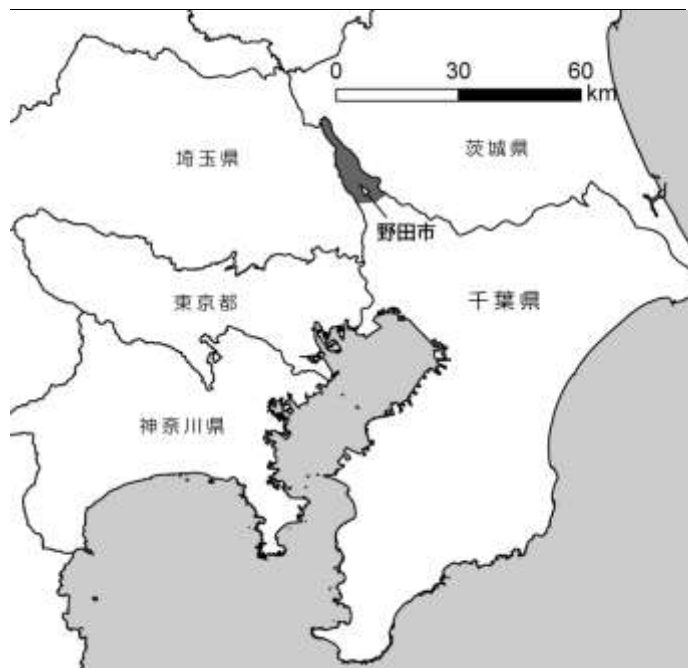
1) 位置・地勢

千葉県野田保健所・野田健康福祉センター（以下、野田保健所）が所管する野田市は、平成15（2003）年に関宿町と合併し、それに伴い野田保健所の所管区域は野田市1市となった。

野田市は、面積103.54 km²、人口155,610人^{注1}、世帯数64,609世帯である。なお、平成26（2014）年度の高齢化率は26.7%^{注2}と推計される。

地形的には、市の最北端部で利根川、江戸川が分流し、東を利根川、西を江戸川、南を利根運河によって、三方を河川に囲まれる市である。

醤油の醸造をはじめとして、パン工場、ミルク工場等食品製造施設を含んだ工業団地がある。また、東武アーバンパークライン線が縦断しており、6つの駅を中心として宅地開発が進んでいる。



2) 医療提供施設の状況

市内の医療提供施設は、病院8施設（一般病院3施設、精神科病院5施設）、診療所81施設、歯科診療所77施設、薬局47施設^{注3}である。

^{注1} 人口及び世帯数は「野田市統計書 平成27年版」に準拠。なお、平成27年4月1日の数値である。

^{注2} 「野田市シルバープラン第6期計画」の推計値に準拠。なお、平成26年3月31日の推計値である。

^{注3} 薬局数は「届出受理医療機関名簿」（関東信越厚生局）に準拠。

2. 検討会議の設置・運営

千葉県では、平成 20（2008）年 12 月から、県民のジェネリック医薬品に対する理解を深め、安心使用等の促進を図るため、医療関係者、学識経験者及び消費者等を構成員とした「千葉県後発医薬品安心使用促進協議会」を設置し、患者や医療関係者が安心してジェネリック医薬品を使用することができるための方策等について検討を行っており、県内の保健所単位での協議会の設置も進めている。

野田保健所は、野田市医師会（1名）、野田市歯科医師会（1名）、野田市薬剤師会（1名）、病院関係者（3名、いずれも野田市内の一般病院の薬剤部から）、薬局関係者（4名）、日本ジェネリック製薬協会（1名）、学識経験者（1名）、行政（野田市国保年金課、野田保健所から1名ずつ）の計14名から構成される「野田保健所管内ジェネリック医薬品安心使用促進検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置した（なお、委員長は野田保健所長が務めた）。

検討会議では、平成 26（2014）年 1 月 22 日、同年 8 月 29 日、平成 27（2015）年 3 月 2 日の 3 回にわたり、検討会議を開催し、課題の抽出、課題解決に向けての取組の検討、今後の安心使用促進に向けての提言を行い、活動を終了した。

1) 検討された課題

第 1 回の検討会では、野田市におけるジェネリック医薬品安心使用促進に向けた課題として、以下の 5 点について議論があった。

① 従来から取り組んできたジェネリック医薬品使用促進対策効果への懸念

野田市では、平成 24（2012）年より、国民健康保険被保険者に対してジェネリック医薬品差額通知（以下「差額通知」という。）の送付を行っていたが、その効果が分からないとの指摘があった。

② 医師や薬剤師のジェネリック医薬品の安定供給・情報提供・品質等への懸念

医師や薬剤師からは、ジェネリック医薬品はメーカーからの納入の遅延や、廃業等による急な供給停止等が危惧されるとの指摘があった。また、MR（医薬情報担当者）が少なく情報提供が充実していないこと、品質・安全性についても懸念される事例があったことが指摘された。

③ 薬剤変更に伴う患者の混乱・不安への懸念

薬局関係者からは、併用薬の多い高齢者が、ジェネリック医薬品に変更することにより服用方法が分からなくなってしまうのではないかとの指摘もあった。

④ 薬局でのジェネリック医薬品の在庫管理・説明・調剤への懸念

薬局関係者からは、ジェネリック医薬品のレセコン入力、患者への説明、分包機の錠剤カセット準備、在庫管理等といったジェネリック医薬品使用促進に伴う業務及び費用負担の増大や、調剤が複雑になることによる調剤過誤の発生可能性への危惧が指摘された。

⑤ 医師、薬剤師間の情報共有体制への懸念

薬局関係者からは、医療機関に対して、医療機関と薬局が異なるジェネリック医薬品を採用すると、剤形や色等の見かけが違うことで患者が間違えたり、不安を感じたりするので、医療機関が採用しているジェネリック医薬品の情報提供に関する要望が示された。一方で、病院関係者からは、薬局において先発医薬品からジェネリック医薬品に変更調剤した際に、薬局から医療機関へ十分な情報提供を行っていないことの問題が指摘されるなど、処方する医師と調剤する薬剤師の間での情報共有が不十分であることが明らかになった。

2) 課題解決に向けた検討

① 従来から取り組んできた使用促進対策効果への懸念解消に向けた検討

野田市における差額通知の実施と、ジェネリック医薬品使用状況の変化について確認し、検討会議で報告することになった。

② 医師や薬剤師のジェネリック医薬品の安定供給・情報提供・品質等への懸念

検討会議では、日本ジェネリック製薬協会からジェネリック医薬品の情報やメーカーの供給状況等を団体ホームページに掲載している等といった情報提供がなされるとともに、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に従い、安定供給、品質確保、情報提供、広報啓発等信頼性の確保に関する活動を行い、更なる使用促進に向けて業界団体が取り組むべき課題を検討しているとの発言がなされた。

ジェネリック医薬品の品質向上のためにも、不具合（副作用等）情報を把握できる薬剤師がそれを積極的に発信、活用する必要があるのではないかとの意見も出された。また、ジェネリック医薬品の安心使用促進に向けてのメーカー側の活動を、更に多くの薬剤師に知ってもらうため、メーカーと薬剤師が意見交換を行う機会を保健所管内で設けるべきではないかとの意見も出された。

③ 薬剤変更に伴う患者の混乱・不安への懸念解消に向けた検討

検討会議において、「患者に安心して服用してもらうために、先発医薬品と似たデザインのものを選定している」、「明らかに先発医薬品より有用な製剤特徴のもの（サイズが小さく飲みやすい、小児の散剤は味が良いなど）を採用している」等、患者の安心使用に向けてのノウハウが共有され、更に広くノウハウを共有するためにシンポジウムを開催することが検討された。

④ 薬局側でのジェネリック医薬品の在庫管理等への懸念解消に向けた検討

検討会議では「調剤薬局として会社独自で安全性を推奨できるジェネリック医薬品を選定している」、「受付時、投薬時に患者に声掛けをし、ジェネリック医薬品の説明のためのブースを設けている」等のノウハウが共有された。さらに多くの薬剤師間で在庫管理や説明のノウハウを共有する必要があると、薬剤師を対象としたシンポジウム開催が有効ではないかと意見が出された。

⑤ 医師、薬剤師間の情報共有体制への懸念解消に向けた検討

検討会議において「安心のために、お薬手帳や薬剤情報提供文書に記載し医師に情報提供をしている」等の事例も報告された。病院薬剤師と薬局薬剤師の連携（薬薬連携）、医師と薬剤師の連携がジェネリック医薬品使用促進のために重要であるとの認識が共有され、医療機関、薬局を対象とした薬薬連携に関する意識調査、薬薬連携促進のためのシンポジウム開催が必要との意見が出された。

3) 検討会議としての取組

検討会議での議論を踏まえ、下記の取組を実施した。

- ① 野田市における差額通知とジェネリック医薬品使用割合の変化の確認
- ② 病院薬剤師・薬局薬剤師間、医師・薬剤師間における情報共有の状況と、不具合情報の取扱についての病院、薬局対象アンケート調査
- ③ 患者のジェネリック医薬品に対する意識調査
- ④ 薬薬連携促進のためのシンポジウム

3. 取組状況

1) 野田市における差額通知とジェネリック医薬品使用割合の変化の確認

① 差額通知について

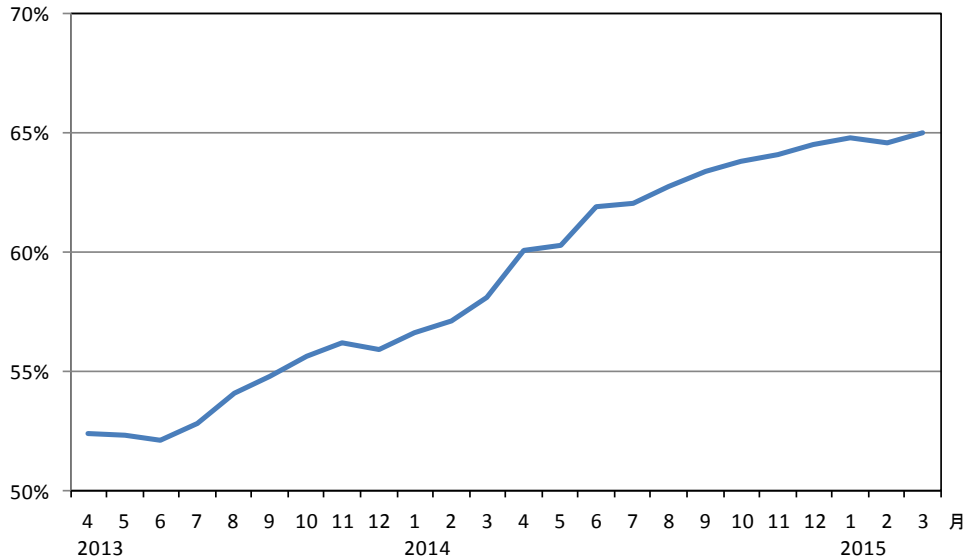
野田市では、平成24(2012)年12月から差額通知の送付を始め、平成25(2013)年度は6月と12月の年2回、平成26(2014)年度も6月と11月の年2回、それぞれ約4,000通を送付した。これは、野田市の国民健康保険被保険者の8%程度^{注4}に相当する。

② ジェネリック医薬品の使用状況

ジェネリック医薬品の使用状況については、野田市の調べによると、全医療用医薬品のうちのジェネリック医薬品の数量割合は、差額通知送付前の平成24(2012)年7月時点は旧指標^{注5}で30.2%であったが、差額通知送付後の平成25(2013)年7月時点では32.7%、平成26(2014)年7月時点では37.0%と増加していた。

なお、厚生労働省が公表した「市町村別後発医薬品使用割合」においても、平成27(2015)年3月時点の使用割合は、野田市が新指標^{注6}で65.0%(千葉県平均は59.3%)であり、千葉県内でも使用が進んでいることが確認された。

野田市におけるジェネリック医薬品使用割合(新指標)の推移



出典：「各月の市町村別の後発医薬品の使用割合」厚生労働省

^{注4} 平成26(2014)年3月31日現在の野田市の国民健康保険被保険者数は49,660人(野田市の人口の約31.8%)である。

^{注5} 全医療用医薬品を分母としたジェネリック医薬品の数量シェア(平成19(2007)年の「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」で用いている指標)

^{注6} ジェネリック医薬品のある先発医薬品及びジェネリック医薬品を分母としたジェネリック医薬品の数量シェア(平成25(2013)年4月策定の「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で用いている指標)

2) 病院薬剤師・薬局薬剤師間、医師・薬剤師間における情報共有の状況と、不具合情報の取扱いについての病院、薬局対象アンケート調査

① 病院アンケート

■ 回収状況

野田保健所管内の8病院中7病院（回収率87.5%）が回答した。

■ 主な回答結果

問1：ジェネリック医薬品の使用促進についてどのように考えるかについては、「使用促進に積極的である」5件、「どちらともいえない」2件であった。

問2：問1と考える理由については、「患者負担軽減となるため進めたい」5件、「医療費削減に繋がるため進めたい」4件であった。

問3：院内で実施している具体的な使用促進策については、「使用促進は行っていない」4件が最も多かった。

問4：院内薬事審査会等でのジェネリック医薬品採用決定の状況については、「一部進められている」4件、「原則進められている」3件であった。

問5：ジェネリック医薬品の選定にあたって主に参考にする情報としては、「メーカー等が開催する勉強（説明会）」4件、「PMDAのジェネリック医薬品不具合情報」3件であった。

問6：ジェネリック医薬品の選定にあたって重要と考えることについては、全ての病院が「先発品との同等性」、「安定供給」を選択した。

問7：ジェネリック医薬品の採用が進まない理由については、「病院経営、運営の問題」と「安定供給に不安があるため」がそれぞれ4件であった。

問8：ジェネリック医薬品に関する患者への説明については、「特段行っていない」5件が最も多かった。

問9：先発品からジェネリック医薬品に変更した際、患者が不具合を訴えた割合については、「なし」4件、「1%以下」3件であった。

問10：問9で患者が不具合を訴えた理由については、「症状の悪化、効果が感じられない」、「副作用の発現」、「使用に関する不都合（味等）」との回答があった。

問11：ジェネリック医薬品に変更し患者が不具合を訴えた際の対応としては、「先発品に戻すことを原則としている」2件、「患者の希望どおりにする」1件であった。

問12：ジェネリック医薬品に変更し患者が不具合を訴えた際の関係機関への報告については、「製造業者に連絡する」4件が最も多かった。

問15：ジェネリック医薬品の使用促進に繋がる方策や、安全、安心の確保につながると考えられる点としては以下の回答があった。

- ・商品名で販売するのではなく成分名で販売している薬品

- ・現場の薬剤師がジェネリック医薬品をしっかりと評価し、患者に安心して勧められるジェネリック医薬品を採用する。
- ・説明をする立場の薬剤師が、不安を持ったまま説明していれば、患者も不安を持ってしまう。
- ・薬剤師が正しい知識と正しい判断を持つべき。
- ・診療報酬による優遇は使用促進に繋がる。
- ・厚生労働省によるアピール（テレビ、ポスター等）。
- ・データをもっとわかりやすく。

問 16：ジェネリック医薬品について問題であると考ええる点としては以下の回答があった。

- ・安定供給。
- ・情報が少ない、学術的でない。
- ・外用剤（軟膏剤等）では効果に差があると言われている。外用剤の変更は難しい。
- ・名称が覚えづらい、間違いが生じる。
- ・先発品との適応が異なる場合。
- ・一つの製品に対して、発売するメーカーが多様すぎる点。

問 17：病院、診療所等医療機関又は薬局への要望

- ・連絡を取り合うことが必要。

② 薬局アンケート

■ 回収状況

野田保健所管内の49薬局中37薬局（回収率75.5%）が回答した。

■ 主な回答結果

問 1：ジェネリック医薬品の使用促進についてどのように考えるかについては、「使用促進に積極的である」27件、「どちらともいえない」9件であった。

問 2：問 1 と考える理由については、「患者負担軽減となるため進めたい」29件、「医療費削減に繋がるため進めたい」28件であった。

問 3：使用促進策として実施していることとしては、「投薬時、積極的な患者への説明」26件、「ポスター等啓発資材の掲示」21件であった。

問 4：ジェネリック医薬品の選定にあたって主に参考にする情報としては、「処方せんを応需している医療機関の採用品」23件、「会社（経営者）から指定」17件であった。

問 5：ジェネリック医薬品の選定にあたって重要と考えることについては、「安定供

給」31件、「先発品との同等性」27件であった。

問6：取り扱う処方せんのジェネリック医薬品への変更不可の割合については、「全て変更不可」と回答した薬局はなく、50%以上の処方せんが変更可能であると回答した薬局が6割以上であった。

問7：処方せんが変更可能な場合、ジェネリック医薬品に変更する割合が50%以上と回答した薬局は5割以上であった。

問8：問7のように変更する理由としては以下の回答があった。

- ・患者負担金の軽減のため等。
- ・患者の希望等。
- ・保険者からの通知等、差額通知に関する事。
- ・薬局に備蓄がある、常に使用している。
- ・先発品との価格差がある安全なもの。

問9：ジェネリック医薬品に変更しない（できない）理由としては以下の回答があった。

- ・患者の希望等。
- ・信用できない、不安等。
- ・薬局に在庫がない等、在庫・供給に関する事。
- ・処方せんに変更不可がついているから等。
- ・飲み心地、張り心地等の使用感に関する事。
- ・過去に効果不十分等経験あり等、効果に関する事。
- ・今の薬が慣れているので変えたくない等。
- ・価格的にあまり変わらない。
- ・後発品に変更して副作用（薬疹等）が出現。
- ・外観が異なるため認識しづらくなる。
- ・抗がん剤は変えたくない。
- ・患者の希望以外はできるだけ1つずつ変更するため。
- ・とても重要な薬のため（抗血栓、糖尿等）
- ・患者の体調が安定していない場合。

問10：患者へのジェネリック医薬品の説明内容としては、「価格について」34件、「ジェネリック医薬品の存在について」30件であった。

問11：「患者への説明は特に行っていない」と回答した薬局はなかった。

問12：ジェネリック医薬品に変更した際の医療機関への情報提供方法は、「お薬手帳への記載」25件、「FAX」21件であった。

問13：ジェネリック医薬品に変更した際、患者が不具合を訴えた割合は5%以内と回答した薬局が8割以上であった。

問14：患者が不具合を訴えた理由については、「症状の悪化、効果が感じられない」22件、「使用に関する不都合（味等）」16件との回答があった。

問 15: ジェネリック医薬品に変更し患者が不具合を訴えた際の対応としては、「先発品に戻すことを原則としている」25件、「患者の希望どおりにする」17件であった。

問 16: ジェネリック医薬品に変更し患者が不具合を訴えた際の関係機関への報告については、「特に報告していない」18件が最も多かった。

問 19: ジェネリック医薬品の使用促進に繋がる方策や、安全、安心の確保につながると考えられる点としては以下の回答があった。

- ・患者にジェネリック医薬品についての正しい知識をもってもらい、納得して使用してもらう。
- ・処方する医師の理解、患者への呼びかけ。
- ・飲み易さ、視認性、味の向上等、金銭面以外の患者へのメリットがある製品が出される。
- ・供給の改善。
- ・ジェネリック医薬品の報告例、副作用等の因果関係等の情報の蓄積。
- ・先発品の価格を下げる。
- ・声掛け漏れを減らす、生活保護世帯にも説明する。
- ・オーソライズドジェネリックの促進。
- ・TVでのCM。
- ・メーカー数の整理。
- ・一般名処方で処方せんに記載する。
- ・処方せん記載を一般名処方ではなくジェネリック商品名で記載する。
- ・医療費の削減が目的であることを伝え、先発品と同等であることを積極的にPRし、国から国民へ使用を依頼する。
- ・国が審査を厳しくして薬局が責任を持ってジェネリックを進められる情報を提供する。
- ・行政から、全体のジェネリック医薬品への変更割合を把握できるツールを出す。
- ・市役所、保険会社等からの差額通知は、患者が変更を言い出し易い。
- ・患者、医師、薬剤師がジェネリック医薬品への共通認識を持ち連携する。

問 20: ジェネリック医薬品について問題であると考えられる点としては以下の回答があった。

- ・急な製造中止等供給が安定しない。
- ・先発品との計上、添加物、剤形種、見た目、使い心地等の違い。
- ・ジェネリックに変更後、不安、効かないと訴える患者がいる。
- ・商品による価格の違い。
- ・粗悪品がある。
- ・メーカーが多すぎる。

- ・同成分で、多種あることを患者が理解できていない。
- ・情報（添付文書、メーカー比較等）が少ない。
- ・名称の統一性。
- ・回収が多い。
- ・先発薬と効能が違う、違いがわかりにくい。
- ・添加物の及ぼす患者への影響、毒性試験がない。
- ・医療削減の考えが浸透していない。
- ・まだ「効果が低いのでは」というマイナスイメージがある。
- ・溶解度等の違いによる効果発見の早さ等が違う。

問 21：病院、診療所等医療機関又は薬局への要望

- ・ジェネリック変更不可はやめてほしい。
- ・ジェネリックを否定する医師がいる。
- ・システムの影響で、変更不可の処方せんが発行されたことがある。
- ・処方元からジェネリックに「✓」を入れるのはどういうことか。
- ・医師に関する国からのアプローチが必要。
- ・採用薬に関する情報提供をしてもらいたい。
- ・変更した際の病院への報告のルールがバラバラなので1つに統一して欲しい。不可能ならせめて野田市内だけでも統一のルールにしてもらいたい。
- ・薬局により使用するジェネリック医薬品のメーカーが違うため、包装等の違いが患者に不安感を与える。

3) 患者のジェネリック医薬品に対する意識調査

■ 回収状況

平成 26 年 10 月 10 日から平成 26 年 10 月 24 日に、野田市内の薬局に来局した患者及び野田市内の病院に入院している患者を対象にアンケート調査を行い、1,286 人の患者から回答を得た。

■ 主な回答結果

問 3：ジェネリック医薬品の認知度については、「知っている」67.7%、「多少は知っている」22.0%であった。

問 4：ジェネリック医薬品について説明を受けたことがあるかについては、「説明を受けたことがある」63.1%であった。

問 5：問 4 で説明を受けた患者に対して、「説明についてどう思ったか」について尋ねたところ、「説明が良く分かり、ジェネリック医薬品を使ってみたいと思った」75.6%であった。

問6：ジェネリック医薬品の使用経験については、「使ったことがある」64.2%であった。さらに、ジェネリック医薬品の使用理由については、「薬代が安くなるから」59.6%、「薬剤師からすすめられたから」44.2%であった。一方、使用しない理由については「医師からすすめられなかったから」37.0%、「薬剤師からすすめられなかったから」19.9%であった。

問7：ジェネリック医薬品を使用した際の印象については、「感じたことはない」46.8%、「元の薬と変わらない」42.2%であった。

問8：ジェネリック医薬品に変更して不具合があった際の対応については、「これまで不具合はなかった」57.8%であった。

問9：ジェネリック医薬品のイメージについては、「特にない」25.4%、「安くて優れた製品」24.0%、「なんとなく良さそう」19.8%であった。

4) 薬薬連携促進のためのシンポジウム

検討会議の事業の一環として、「ジェネリック医薬品の市民の安心安全な使用と病院と薬局との連携を考える」をテーマに、ジェネリック医薬品の安心使用促進に向けての薬薬連携強化と、採用基準や患者説明等のノウハウ共有を目的として、管内の病院薬剤部や薬局の薬剤師を対象として、野田市薬剤師会の共催により、平成 26 (2014) 年 7 月 1 日と同年 12 月 10 日の 2 回にわたりミニシンポジウムを開催した。

これらのミニシンポジウムを通じて、病院薬剤部の薬剤師、薬局の薬剤師、ジェネリック医薬品メーカーそれぞれの立場から、ジェネリック医薬品安心使用促進に向けた取組に関する情報が共有された。一方で、不具合（副作用等）情報が得られた場合の報告・情報共有が不足していることが課題として認識された。

【ミニシンポジウムの開催案内】

<p>参考資料 5</p> <p>ジェネリック医薬品に関するミニシンポジウム</p> <p>日時 平成26年7月1日(火) 午後7時より</p> <p>場所 野田市保健センター 3階 大会議室</p> <p>野田市船場7番地の4 ※施設センターの隣にあります。(会場は、保健所ではありません。)</p> <p>～プログラム～</p> <p>野田保健所管内 ジェネリック医薬品安心使用促進検討会議の取り組みについて</p> <p>ミニシンポジウム</p> <p>ジェネリック医薬品の市民の安心安全な使用と 病院と薬局との連携を考える</p> <p>～ゲスト～</p> <table border="0"> <tr> <td>キッコーマン総合病院</td> <td>薬剤部長</td> <td>土谷隆紀氏</td> </tr> <tr> <td>野田病院</td> <td>薬剤科長</td> <td>齋田正和氏</td> </tr> <tr> <td>薬局野田</td> <td>管理薬剤師</td> <td>本間淳一郎氏</td> </tr> </table> <p>主催：野田保健所管内ジェネリック医薬品安心使用促進検討会議 【野田保健所】 連絡先 TEL 04-7124-8155 共催：野田市薬剤会</p>	キッコーマン総合病院	薬剤部長	土谷隆紀氏	野田病院	薬剤科長	齋田正和氏	薬局野田	管理薬剤師	本間淳一郎氏	<p>ジェネリック医薬品に関するミニシンポジウム</p> <p>日時 平成26年12月10日(水) 午後7時より</p> <p>場所 野田市保健センター 大会議室</p> <p>※施設案内は別添付様。保健所ではありません。</p> <p>～プログラム～</p> <p>ジェネリック医薬品に関するアンケート調査結果について</p> <p>ミニシンポジウム</p> <p>ジェネリック医薬品の市民の安心安全な使用と 病院と薬局との連携を考えるパート2</p> <p>～シンポジスト～</p> <p>不具合情報が入ったときの対応について、みなさんの御意見を伺いたいです。 東京理科大学薬学部医療安全学専攻教授 小川田 昌代氏</p> <p>病院での採用基準等についてお話しします。 小笠原総合病院薬剤部代行 橋本 西博氏</p> <p>ジェネリック医薬品の使用は不安ですか？ 薬性試験、品質、供給源等、協会、メーカーとの協働についてお話しします。 日本ジェネリック製薬協会協会長 三倉 南保氏</p> <p>主催：野田保健所管内ジェネリック医薬品安心使用促進検討会議 【野田保健所】 連絡先 TEL 04-7124-8155 共催：野田市薬剤会</p>
キッコーマン総合病院	薬剤部長	土谷隆紀氏								
野田病院	薬剤科長	齋田正和氏								
薬局野田	管理薬剤師	本間淳一郎氏								

4. 野田での安心使用促進に向けての提言

最終の第3回検討会議において、下記に掲げる「野田での安心使用促進に向けての提言」を行うことが決定された。

野田での安心使用促進に向けての提言

(1) 患者さんへの提言

・ **ジェネリック医薬品にもっと関心を！**

多くの患者さんは、ジェネリック医薬品の使用で薬剤費の自己負担を軽減できることはご存知でしたが、ジェネリック医薬品の使用で医療費増大を抑制でき、社会保障システムの安定化、保険料の減額につながることはあまりご存知ありませんでした。保険者さんからの差額通知送付、薬局での説明等、色々な啓発がされています。患者さんはジェネリック医薬品についての関心を持ってみてください。

(2) 医療関係者への提言

・ **患者さんのジェネリック医薬品に対するイメージは？**

患者さんは医療関係者が思っている以上に、ジェネリック医薬品に中立的、肯定的なイメージを持っていることが、アンケート調査によって確認されました。

・ **患者さんにジェネリック医薬品を勧め、使用後も情報収集してください！**

ジェネリック医薬品の使用は、医療費削減、自己負担軽減に繋がりますが、患者さんがジェネリック医薬品を選択するかどうかは、医師、歯科医師、薬剤師が、患者さんに勧めるかどうか大きく影響されていることをアンケートで確認しました。まずは、勧める側が、安心安全といえる根拠をもって、ジェネリック医薬品を採用し、患者さんに勧めましょう。そして、患者さんがジェネリック医薬品を使用する際は、「お薬を使ってみて、もし何かありましたら、ご連絡ください」と伝えてください。収集した情報は品質改善に向け、PMDA にフィードバックしましょう。

・ **飲んでいる患者さんにも今一度、ジェネリック医薬品の説明を！**

ジェネリック医薬品を使用していた患者さんの中には、自分の薬がジェネリック医薬品と知らずに内服を続けている方もいる可能性があることを検討会で指摘されました。医療関係者と患者さんの信頼関係を維持するためにも、今一度、ジェネリック医薬品を内服している患者さんには、ジェネリック医薬品の使用は自身の選択の結果であることを確認しましょう。

・ **薬薬連携を進めましょう！**

採用（選定）基準、患者説明のノウハウ、お互いの業務内容や知識を共有することが、処方適正化につながります。また、顔の見える関係作りをすることで、相互の問題抽出ができ、その問題解決を行うことが、患者さんにとっての安全で安心な医療につながります。

・ **医薬連携を進めましょう！**

お薬手帳を上手に活用し、医師、歯科医師と薬剤師のコミュニケーションを深めましょう。

・ **ジェネリック医薬品メーカーも頑張っている！**

不具合情報を発信、共有して、ジェネリック医薬品の品質向上、患者さんの安心活用に活かしましょう。

5. 検討会議の取組効果

検討会議の事務局を担った野田保健所は、検討会議の運営ノウハウとして有効であったこととして、「協議会の設置目的・役割を明確にすること」、「医療機関や薬局などの医療現場においてジェネリック医薬品の使用促進を図る上で有効な取組を実施すること」、「協議会に関する情報発信」を挙げている。一方で、運営上の課題については「他の地区との連携が取れなかったこと」、「協議会運営に関するノウハウの蓄積が無いこと」、「データ作成等、技術的な課題」を挙げている。

野田市では、検討会議を通じて情報共有の重要性の認識が深まり、検討会議が終了した後に、野田市薬剤師会が主催し、市内の病院薬剤部長や薬局薬剤師等が講師を務めた合同勉強会（テーマ：がん化学療法の薬薬連携）が開催された。

平成 27（2015）年度からは、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会の三師会合同の勉強会が開始され、現在までに 3 回開催された。これと並行する形で「多職種連携」をテーマとする会合も始まっている。

このように、検討会議によるジェネリック医薬品の使用促進に関する地域レベルでの具体的な課題共有や解決策の検討、ミニシンポジウムやアンケート調査等の実施といった具体的取組を行うことにより、病院薬剤部と調剤薬局との薬薬連携をはじめとした「顔と顔の見える関係」が強化された。今後、地域関係者の熱意と努力によって、ジェネリック医薬品の使用促進というテーマに限らず、お薬手帳の活用や、在宅医療における多職種連携といったテーマでの連携に発展することが野田市では期待される。

第3章 兵庫県篠山市における取組

1. 兵庫県篠山市の概要

1) 位置・地勢

兵庫県篠山市は、平成11(1999)年4月まで、兵庫県多紀郡の篠山町、西紀町、丹南町、今田町の4町であったが、4町合併により現在の篠山市となった。

篠山市は、面積377.61km²、人口43,027人^{注7}、世帯数17,004世帯、高齢化率は31.4%^{注8}である。

国民健康被保険者数は10,695人(一般被保険者9,902人、退職被保険者793人；平成26年度平均)であり、篠山市の人口の約25%を占めている。

地形的には、兵庫県中東部に位置し、東西30km、南北20kmのやや長方形で、四方を山に囲まれ篠山盆地を形成し、市の中心部は盆地内に位置する。

産業の中心である農業は、豊かな土壌と盆地特有の気候を生かし、全国で名をはせる丹波篠山黒大豆や丹波クリなど、多くの特産物があり、味覚を求めて、多くの観光客が訪れている。平成27年には、日本遺産の町、ユネスコ創造都市ネットワークの加盟など、さらに篠山を訪れる観光客の増加が見込まれる。



アクセス面では、市内西部を縦貫するJR福知山線(宝塚線)の複線電化、舞鶴若狭自動車道の開通により、大阪や阪神間へのアクセスは良くなっており、宝塚、伊丹へは片道40~50分、大阪へは1時間程度といった通勤圏となっている。

2) 医療提供施設の状況

市内の医療提供施設は、病院4施設(全て一般病院)、診療所28施設、歯科診療所16施設、薬局17施設^{注9}である。

^{注7} 人口及び世帯数は「篠山市統計書(2015(平成27)年度版)」に準拠。なお、平成27年9月31日の数値である。

^{注8} 高齢化率は「篠山市統計書(2015(平成27)年度版)」に準拠。なお、平成26年9月31日の数値である。

^{注9} 薬局数は「届出受理医療機関名簿(近畿厚生局)」に準拠。

2. 検討委員会の設置・運営

篠山市では、兵庫県内においてもジェネリック医薬品使用割合が低位にあり、医療費も増加傾向にあることから、ジェネリック医薬品の適正使用に向けた環境整備に必要な対策等を検討するため、篠山市国民健康保険被保険者代表（3名）、学識経験者（2名）、篠山市国民健康保険運営協議会会長（1名）、篠山市医師会（2名）、篠山市歯科医師会（1名）、篠山市薬剤師会（1名）の計10名の有識者等から構成される「篠山市国民健康保険ジェネリック医薬品検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、平成24（2012）年3月21日に第1回検討委員会を開催した（なお、委員長は学識経験者が務めた）。地域協議会を設置した自治体は兵庫県内で篠山市が唯一である。

検討委員会は、その後、1カ年度に2回のペースで開催され、平成28（2016）年3月時点で計8回にわたり検討を重ねてきている。

検討委員会の開催経緯

時 期	議事・報告
第1回 平成24年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業の現状 ・ジェネリック医薬品について ・その他
第2回 平成24年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業の現状 ・ジェネリック医薬品に関する普及啓発について
第3回 平成25年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・市における取組状況 ・県の取組 ・差額通知の実施
第4回 平成25年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業の現状 ・国、県における状況 ・ジェネリック医薬品普及啓発の取組
第5回 平成26年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業の現状 ・国、県における状況 ・ジェネリック医薬品普及啓発の取組
第6回 平成26年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業の現状 ・国、県における状況 ・「ジェネリック医薬品適正使用推進事業」の兵庫県受託事業 ・ジェネリック医薬品普及啓発の取組
第7回 平成27年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業の現状 ・ジェネリック医薬品普及啓発の取組 ・県、国における状況 ・「ジェネリック医薬品適正使用推進事業」の報告
第8回 平成27年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業の現状 ・ジェネリック医薬品普及啓発の取組 ・「ジェネリック医薬品適正使用推進事業」の報告 ・県、国における状況

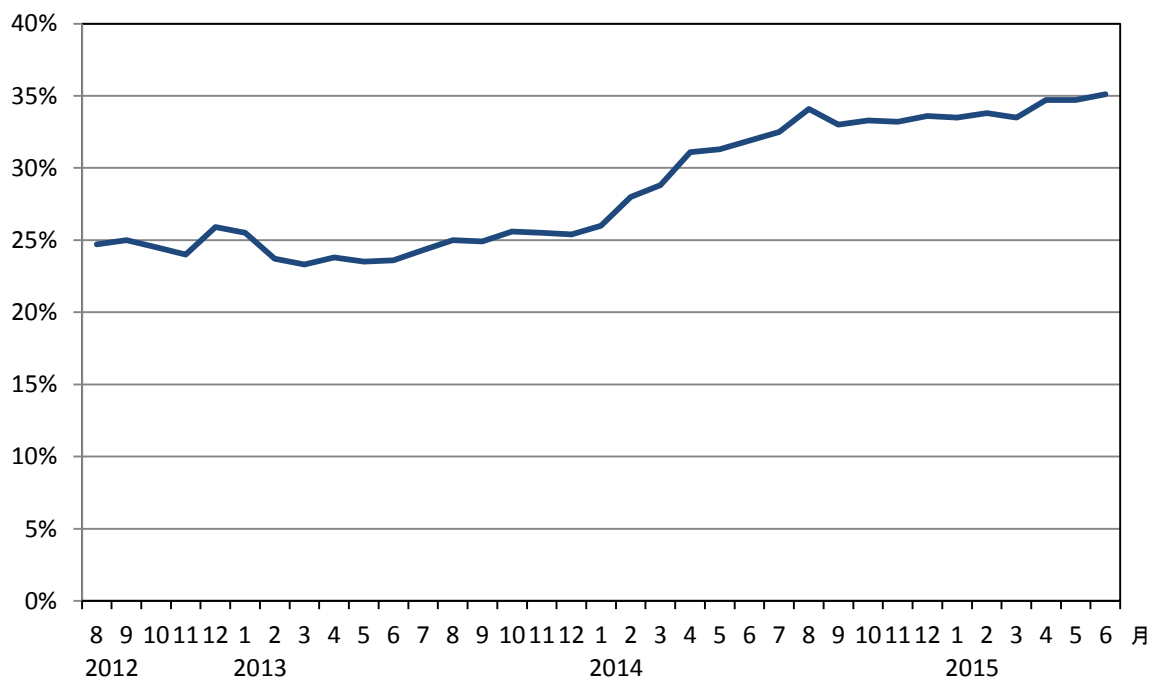
3. 検討委員会での取組

1) 篠山市国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用状況の確認

検討委員会では、篠山市国民健康保険の財政状況並びにジェネリック医薬品の調剤件数及び数量の割合の推移について情報共有を行った。

特に、ジェネリック医薬品使用割合（旧指標^{注10}）の推移をみると、平成24（2012）年8月では24.7%であったものが、平成27（2015）年6月には35.1%まで10.4ポイント上昇してきている。

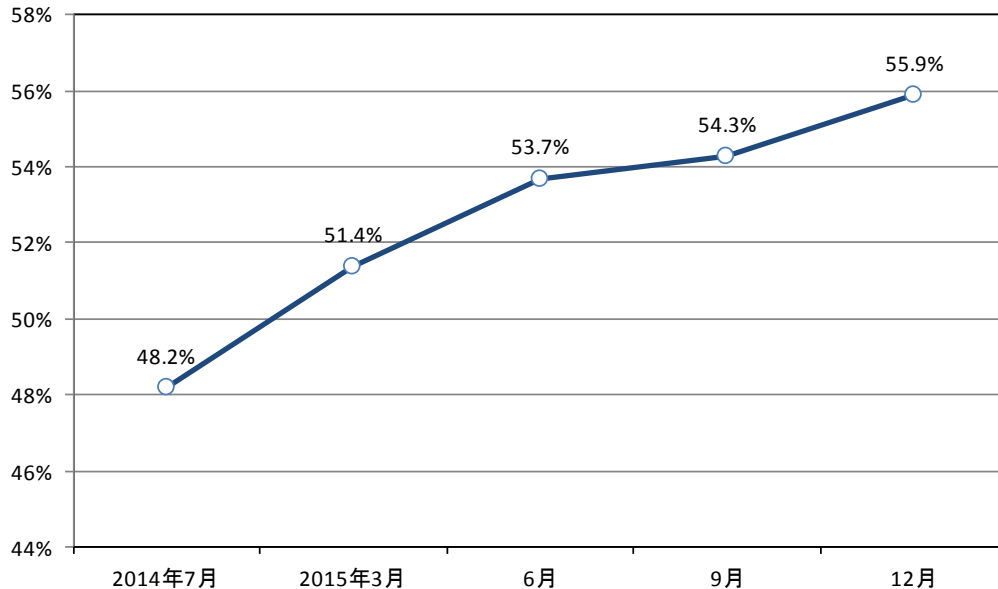
篠山市国民健康保険におけるジェネリック医薬品使用割合（旧指標）の推移



^{注10} 全医療用医薬品を分母としたジェネリック医薬品の数量シェア（平成19（2007）年の「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」で用いている指標）

また、ジェネリック医薬品使用割合（新指標^{注11}）についても、平成 26（2014）年 7 月の 48.2%から、平成 27（2015）年 12 月の 55.9%まで 7.7 ポイント上昇している。

篠山市国民健康保険におけるジェネリック医薬品使用割合（新指標）の推移



2) ジェネリック医薬品普及啓発のための取組の検討

検討委員会では、篠山市（国民健康保険）が実施しているジェネリック医薬品普及啓発のための取組についても情報共有を行っている。

篠山市（国民健康保険）は、平成 24（2012）年度から、国民健康保険被保険者を対象として、国民健康保険被保険者証更新時に、ジェネリック医薬品普及啓発を目的としたパンフレット及び「ジェネリックお願いカード」を各世帯に郵送するとともに、不定期に市の広報誌「丹波篠山」にジェネリック医薬品関連記事を掲載している。

また、平成 25（2013）年 9 月には、1 カ月当たりの差額金額が 500 円以上の被保険者を対象としてジェネリック医薬品利用差額通知の送付を実施しており、その後も 1 カ年度に 3 回のペースで差額金額が 300 円以上の被保険者を対象に拡大しながら継続的に実施しており、検討委員会では差額通知実施前後の使用割合の変化等についても報告を行っている。

さらに、平成 26（2014）年度には、兵庫県におけるジェネリック医薬品適正使用推進モデル事業の一環として、ジェネリック医薬品適正使用に関するリーフレット「ジェネリック医薬品を活用してみましよう」を作成し、篠山市内全戸（16,498 世帯）に自治会経由で配布した。

^{注11} ジェネリック医薬品のある先発医薬品及びジェネリック医薬品を分母としたジェネリック医薬品の数量シェア（平成 25（2013）年 4 月策定の「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で用いている指標）

ジェネリック医薬品普及啓発のための取組の検討

時 期	内 容
平成 24 年 11 月	・国民健康保険被保険者証一斉更新時にパンフレット及び「ジェネリックお 願いカード」を同封
平成 25 年 8 月	・市広報誌「丹波篠山（9月号）」に関連記事「増加する医薬品を削減するた めジェネリック医薬品を使いましょう」を掲載
平成 25 年 9 月	・ジェネリック医薬品利用差額通知を送付 調 剤 月：平成 25 年 6 月 通知対象：1 被保険者につき差額 500 円以上（1 カ月当たり） 送付件数：204 件
平成 25 年 11 月	・国民健康保険被保険者証一斉更新時にパンフレット及び「ジェネリックお 願いカード」を同封。
平成 25 年 12 月	・ジェネリック医薬品利用差額通知を送付 調 剤 月：平成 25 年 9 月 通知対象：1 被保険者につき差額 300 円以上（1 カ月当たり） 送付件数：426 件
平成 26 年 3 月	・ジェネリック医薬品利用差額通知を送付 調 剤 月：平成 25 年 12 月 通知対象：1 被保険者につき差額 300 円以上（1 カ月当たり） 送付件数：508 件
平成 26 年 6 月	・ジェネリック医薬品利用差額通知を送付 調 剤 月：平成 26 年 3 月 通知対象：1 被保険者につき差額 300 円以上（1 カ月当たり） 送付件数：253 件
平成 26 年 10 月	・ジェネリック医薬品利用差額通知を送付 調 剤 月：平成 26 年 7 月 通知対象：1 被保険者につき差額 300 円以上（1 カ月当たり） 送付件数：399 件
平成 26 年 11 月	・国民健康保険被保険者証一斉更新時にパンフレット及び「ジェネリックお 願いカード」を同封。
平成 27 年 2 月	・ジェネリック医薬品利用差額通知を送付 調 剤 月：平成 26 年 11 月 通知対象：1 被保険者につき差額 300 円以上（1 カ月当たり） 送付件数：354 件
平成 27 年 3 月	・ジェネリック医薬品適正使用に関するリーフレット「ジェネリック医薬品 を活用してみましよう」を篠山市内全戸（16,498 世帯）に自治会経由で配 布
平成 27 年 6 月	・ジェネリック医薬品利用差額通知を送付 調 剤 月：平成 27 年 3 月 通知対象：1 被保険者につき差額 300 円以上（1 カ月当たり） 送付件数：330 件

参考資料 平成25年9月市広報掲載

市政レーダー

増加する医療費を削減するため

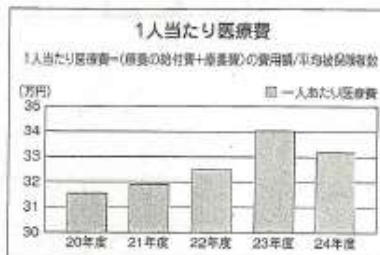
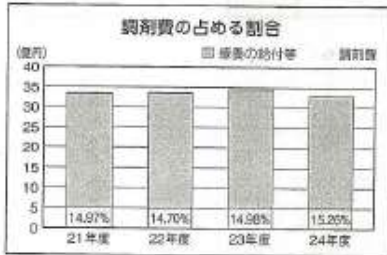
ジェネリック医薬品を使いましょう

問い合わせ先 医療保険課 552-7103

増加する医療費

下のグラフは篠山市の医療費の状況を表したグラフです。篠山市国保の1人当たり医療費は、年々増え続け、前年度比2割前後の増で推移していますが、24年度は、1人当たり医療費33万1733円（対前年度比△2.4割）となりました。しかし、医療の進歩や生活習慣病といわれる慢性的な病気などが増えることから、今後も医療費は増加する傾向にあります。

篠山市国保では、医療費の増加が国保税の引き上げを招くことから、特定健診の受診率向上や、レセプト点検の強化およびジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費の適正化に取り組んでいます。



ジェネリックで医療費の削減 皆さんが医療機関の窓口で支払うお金は、実際に上がった医療費の一部(年齢により1割〜3割)です。残りの医療費(9割〜7割)は篠山市国保が負担しています。この医療費の支払いに充てられる主な財源は、みなさんの納める国保税や国・県の補助金などです。よって、医療費の増加などで国保の負担が大きくなると、財源確保のために国保税を引き上げることになるのです。

そこで昨年度、篠山市国保では医療費削減のための取り組みのひとつであるジェネリック医薬品について、パンフレットなどを広報を行いました。昨年11月末の保険証更新時に同封したパンフレット「2つちを迷わすジェネリック医薬品」やジェネリックお薬のカード「お使いになられたでしょうか。」

「お薬もつたいない運動」を展開しています

- ①ジェネリック医薬品を使いましょう
- ②かかりつけ医をもちましょう
- ③処方された薬は飲み残しの無いよう、医師の指示どおりに服用するようにしましょう
- ④むやみに薬をほしがったり、薬を飲み終える前など、頻繁に受診するのは控えましょう
- ⑤お薬手帳をつくりましょう



ジェネリック医薬品って何？ ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間終了後に、新薬と同等の効能・効果を持つ薬のことです。色や形が異なることがありますが、効き目や安全性が同等であると厚生労働省が審査を行い承認している薬です。また、ジェネリック医薬品は、新薬ですべてに有効性や安全性が十分確認されているので、研究開発費が少なくて済み、よって新薬より安い価格になっています。

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を添付通知を送付します。ジェネリック医薬品を利用したいとき、また、ジェネリック医薬品に關する相談は、医療機関や薬局の窓口、市役所医療保険課までお尋ねください。

篠山市国保では、10月から今年度の回ジェネリック医薬品に関するお知らせ(添付通知)を送付します。これは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額をお知らせするものです。今回は、1カ月あたりの削減額が600円以上の方にお送りします。

3) ジェネリック医薬品の使用に関するアンケート調査の実施

検討委員会では、平成 26 (2014) 年度に、兵庫県におけるジェネリック医薬品適正使用推進モデル事業の一環として、篠山市民を対象としたジェネリック医薬品の使用に関する意識調査を実施し、調査結果は平成 27 (2015) 年 3 月に篠山市のホームページにて公表した。

■ 調査対象

平成 26 (2014) 年 10 月 1 日現在、篠山市に住民基本台帳登録している 20 歳以上の住民から無作為抽出した 1,700 人を対象とした。

■ 回収状況

有効回収数 867 人 (有効回収率 51.0%)

■ 調査結果

調査結果をみると、ジェネリック医薬品に関する住民の認知度は高く、使用経験者も 6 割以上であった。また、使用経験者の 5 割以上が薬局で薬剤師から勧められたことがジェネリック医薬品使用の契機となっており、薬局による推奨が主たる促進要因であった。ただし、ジェネリック医薬品の使用未経験者の 2 割弱はジェネリック医薬品の効果や安全性に不安を抱えており、ジェネリック医薬品の先発医薬品との生物学的同等性に関する普及啓発をより進める必要がある。

回答者の性別は、「男性」35.9%、「女性」53.6%であった。また、年齢層については「70 歳以上」28.7%が最も多く、次いで「60 歳代」23.1%、「50 歳代」16.1%などとなっていた。

問 1 : ジェネリック医薬品の認知度については、「聞いたことがある」92.7%、「聞いたことがない」7.2%であった。

問 2 : ジェネリック医薬品の意味の認知度については、「知っている」84.8%、「聞いたことがあるが意味は知らない」13.9%であった。

問 3 : ジェネリック医薬品の認知経路として最も多いのが「テレビ」58.7%であり、次いで「薬剤師」39.1%、「新聞」17.3%などであった。

問 4 : ジェネリック医薬品の利用経験は、「ある」65.8%、「ない」25.1%、「使った薬が、先発医薬品かジェネリック医薬品か分からない」8.1%であった。

《ジェネリック医薬品使用経験者への調査》

問 5 : ジェネリック医薬品を使い始めた契機として最も多いのが「薬剤師に勧められた」51.4%であり、次いで「医療機関や薬局でもらった薬がジェネリック医薬品だった」18.9%、「医師に勧められた」12.7%などであった。

問6：ジェネリック医薬品の今後の利用意向については、「是非使いたい」51.0%が最も多く、次いで「薬剤師に勧められれば使いたい」20.9%、「医師に勧められれば使いたい」20.7%などであった。

問7：ジェネリック医薬品を使用するの不都合や問題点として最も多いのが「特になし」46.5%であり、次いで「効果や使用感など先発医薬品との差があった」5.6%、「薬代が期待したほど安くならなかった」5.1%などであった。

《ジェネリック医薬品使用未経験者への調査》

問8：ジェネリック医薬品を使っただことがない主な理由として最も多いのが「医師に任せているから」51.5%であり、次いで「効き目や安全性に不安があるので使いたくないから」18.7%、「今使っている薬を変えたくないから」17.5%などであった。

問9：ジェネリック医薬品を使用してもよいとする条件は、「効き目が同じであれば使用してもよい」と「安全性が保障されていれば使用してもよい」が56.7%で最も多く、次いで「医師から勧められれば使用してもよい」55.0%などであった。

《ジェネリック医薬品を知っていると回答した者への調査》

問10：医師に対するジェネリック医薬品の処方申し出経験については、「ない」77.0%、「ある」16.7%であった。

問11：医師に対してジェネリック医薬品の処方申し出をしたときの結果は、「処方してもらえた」71.9%、「処方してもらえなかった」24.6%であった。

問12：医師に対してジェネリック医薬品の処方申し出をしても処方してもらえなかった理由として最も多いのが「あなたが処方してもらう薬は、ジェネリック医薬品が販売されていない薬だから」46.4%が最も多く、次いで「安全性や品質について信用できないから処方できないと説明された」17.9%、「医療機関や薬局に在庫がなかったから」7.1%などであった。

問13：薬剤師に対するジェネリック医薬品の調剤申し出経験については、「ない」73.9%、「ある」18.9%であった。

問14：薬剤師に対してジェネリック医薬品の調剤申し出をしたときの結果は、「調剤してもらえた」71.3%、「調剤してもらえなかった」20.2%であった。

問15：薬剤師に対してジェネリック医薬品の調剤申し出をしても断られた理由として最も多いのが「あなたが処方してもらう薬は、ジェネリック医薬品が販売されていない薬だから」61.5%が最も多く、次いで「薬局に在庫がなかったから」11.5%などであった。

《全員への調査》

問16：医療機関で希望する薬についての相談方法としては「医師から薬を勧めてく

ればよい」54.7%が最も多く、次いで「医師から話しかけてくれればよい」47.2%、「受診した時に、予め記載する問診票で聞き取りをしてほしい」37.9%などであった。

問 17：薬局で希望する薬についての相談方法としては「薬剤師から薬を勧めてくれればよい」51.1%が最も多く、次いで「薬剤師から話しかけてくれればよい」50.1%、「訪れた時に、予め記載する問診票で聞き取りをしてほしい」29.6%などであった。

ジェネリック医薬品に関するアンケート調査票①

ジェネリック医薬品に関するアンケート調査（案）

藤山市では、皆様に後発医薬品のことをよりよく知ってもらい、安心して使っていただけの施策を検討しております。

つきましては市民の皆様のアンケート調査を行い、今後の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

【後発医薬品とは】

医師から処方してもらう薬には、「先発医薬品」と「後発医薬品」の二種類があります。

「先発医薬品」は最初に開発された薬で、「後発医薬品」は先発医薬品の特許期間（20 から 25 年間）終了後に発売される薬のことをいい、同じ効き目で「ジェネリック医薬品」とも呼ばれています。

【先発医薬品と後発医薬品との違い】

有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果は同じです。ただし、薬の価格、大きさ、味、色、においなどのちがいや特徴があります。

【現在の日本における後発医薬品の役割】

国民医療費は増加の一途をたどり、医療財源は大変厳しい状況にあります。そのため、先発医薬品に比べて価格が安い後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を促進することで、患者さんの薬代の負担を減らし、医療費（薬剤費）を抑制しようとしています。

◇回答方法は、該当する数字を○で囲んでください。

お答えいただくあなたのことについて

- | | | | | |
|-------|--------|--------|---------|--|
| 1) 性別 | 1 男 | 2 女 | | |
| 2) 年齢 | 1 20歳代 | 2 30歳代 | 3 40歳代 | |
| | 5 50歳代 | 6 60歳代 | 7 70歳以上 | |

1 後発医薬品（ジェネリック医薬品）についての質問

問 1 これまでに、後発医薬品（ジェネリック医薬品）という言葉聞いたことがありますか。

- 1 聞いたことがある
 2 聞いたことがない → すべての方への質問 へお進みください。

ジェネリック医薬品に関するアンケート調査票②

問2 これまでに、後発医薬品（ジェネリック医薬品）という意味を知っていますか。

- 1 知っている
- 2 聞いたことがあるが意味は知らない

V 全ての方への質問 へお進みください。

問3 後発医薬品（ジェネリック医薬品）のことを何で知りましたか。

- | | | |
|--------|------------|---------|
| 1 医師 | 2 歯科医師 | 3 薬剤師 |
| 4 看護師 | 5 介護関係者 | 6 家族 |
| 7 知人 | 8 テレビ | 9 ラジオ |
| 10 新聞 | 11 インターネット | 12 ポスター |
| 13 チラシ | 14 その他（ | ） |

問4 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使ったことはありますか。

- 1 ある → II 使ったことがある方への質問 にお進みください。
- 2 ない → III 使ったことがある方への質問 にお進みください。
- 3 使った薬が、先発医薬品か後発医薬品かどうか分からない

→ IV 後発医薬品を知っていると答えた方への質問 へお進みください。

II 使ったことがある方への質問

問5 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使い始めたきっかけは何ですか。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1 自分で医師に申し出た | 2 自分で薬剤師に申し出た |
| 3 医師に勧められた | 4 薬剤師に勧められた |
| 5 医療機関や薬局でもらった薬が後発医薬品だった | |
| 6 その他（ | ） |

問6 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は先発医薬品と同じ効果で主に価格が安いことから、今後も使われますか。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 是非使いたい | 2 医師に勧められれば使いたい |
| 3 薬剤師に勧められれば使いたい | 4 できれば使いたくない |
| 5 使いたくない | 6 分からない |
| 7 その他（ | ） |

ジェネリック医薬品に関するアンケート調査票③

問7 後発医薬品を使用して不都合や問題を感じた方にお聞きします。
(複数回答可)

- 1 大きさなど形に問題があった
- 2 効果や使用感など先発医薬品との差があった
- 3 味や臭いが先発医薬品と差があった
- 4 薬代が期待したほど安くならなかった
- 5 特になし
- 6 その他 ()

IV後発医薬品を知っていると答えた方への質問 へお進みください。

III 使ったことがない方への質問

問8 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使ったことがない、主な理由は何ですか。(複数回答可)

- 1 医師に任せているから
- 2 薬剤師に勧められなかったから
- 3 医師に相談しにくいから
- 4 薬剤師に相談しにくいから
- 5 後発医薬品についての情報がないから
- 6 病院（診療所）で取り扱っていないから
- 7 調剤薬局で取り扱っていないから
- 8 今使っている薬を変えたくないから
- 9 効き目や安全性に不安があるので使いたくないから
- 10 その他 ()

問9 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用してもよいと思われるのは、どのような場合ですか。(複数回答可)

- 1 医師から勧められれば使用してもよい
- 2 薬剤師から十分な説明をうけ、納得できれば使用してもよい
- 3 薬代が安くなれば使用してもよい
- 4 効き目が同じであれば使用してもよい
- 5 安全性が保障されていれば使用してもよい
- 6 その他 ()

IV後発医薬品を知っていると答えた方への質問 へお進みください。

ジェネリック医薬品に関するアンケート調査票④

IV 後発医薬品を知っていると答えた方への質問

問10 あなたが医師に対して、後発医薬品を処方してほしいと申し出たことはありますか。

- 1 ある
- 2 ない → 問13へお進みください

問11 あなたが申し出た時、結果はどうでしたか。

- 1 処方してもらえた → 問13へお進みください
- 2 処方してもらえなかった

問12 処方してもらえなかった理由はどうしてでしたか。

- 1 医療機関や薬局に在庫がなかった
- 2 これまでに医療機関で処方した実績がないと説明されたから
- 3 安全性や品質について信用できないから処方できないと説明された
- 4 あなたが処方してもらった薬は後発医薬品が販売されていない薬です
- 5 その他 ()

問13 あなたが薬剤師に対して後発医薬品を調剤してほしいと申し出たことはありますか。

- 1 ある
- 2 ない → 全ての方への質問へお進みください

問14 あなたが申し出たとき結果はどうでしたか。

- 1 調剤してもらえた → 全ての方への質問へお進みください
- 2 調剤してもらえなかった

問15 調剤を断られた理由はどうしてですか。

- 1 薬局に在庫がないから
- 2 薬局でこれまでに使用した実績がないと説明されたから
- 3 安全性や品質について信用できないから処方できないと説明された
- 4 あなたの処方された薬は後発医薬品が販売されていない薬です
- 5 その他 ()

全ての方への質問へお進みください

ジェネリック医薬品に関するアンケート調査票⑤

V 全ての方への質問

問 16 今後あなたは医療機関でお薬について相談する場合、どうすれば相談しやすいですか。(複数回答可)

- 1 医師から話しかけてくれればよい
- 2 医師が気持ちよく薬を勧めてくれればよい
- 3 手近にポスターやリーフレットがあればよい
- 4 受診したとき、予め記載する問診票で聞き取りをしてほしい
- 5 その他 ()

問 17 今後あなたは薬局でお薬について相談する場合、どうすれば相談しやすいですか。(複数回答可)

- 1 薬剤師から話しかけてくれればよい
- 2 薬剤師が気持ちよく薬を勧めてくれればよい
- 3 手近にポスターやリーフレットがあればよい
- 4 訪れたとき、予め記載する問診票で聞き取りをしてほしい
- 5 その他 ()

アンケートへのご協力ありがとうございました。

4. 検討委員会の取組効果

篠山市では、検討委員会の運営ノウハウとして有効であったこととして、「ジェネリック医薬品の使用促進に有効なメンバーを協議会のメンバーとすること」、「医療機関や薬局などの医療現場においてジェネリック医薬品の使用促進を図る上で有効な取組を実施すること」を挙げている。一方で、運営上の課題については「データ作成等、技術的な課題」を挙げている。

取組効果としては、篠山市においても、ジェネリック医薬品の使用割合は着実に上昇している。また、検討委員会の設置以前は、篠山市の医師会、歯科医師会、薬剤師会の合同研修・検討の場というものはあまり設けられておらず、今回の検討委員会においてジェネリック医薬品についての検討を行う中で、ジェネリック医薬品の安全性や品質、効果等についての不安や、休日・夜間等の緊急時における薬局の医薬品供給体制の強化等といった使用促進に向けた諸課題を共有し、各種普及啓発活動やアンケート調査の実施等といった具体的取組を行うことにより、医師会、歯科医師会、薬剤師会相互の関係構築に一定程度寄与している。

第4章 福岡県における福岡市での取組

福岡県では、従来からの県全体の取組に加え、地域特性に応じた取組を実施するため、平成23(2011)年度から地域協議会事業を実施している。ここでは、平成25(2013)年度から実施されている福岡市における取組について報告する。

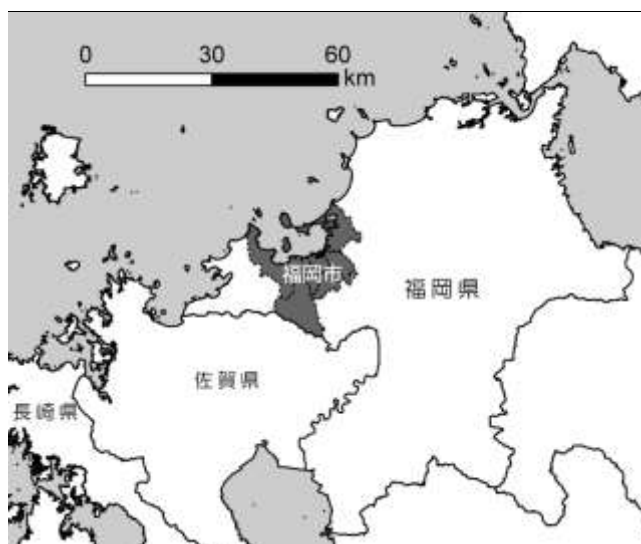
1. 福岡県福岡市の概要

1) 位置・地勢

福岡県福岡市は、面積377.61km²、人口1,538,510人^{注12}、世帯数764,159世帯、高齢化率は20.5%^{注13}である。

九州地方の行政・経済・交通の中心地であり同地方最大の人口を有し、「平成27年国勢調査」(総務省)では全国で5番目に人口の多い市となった。今後も人口の増加が見込まれており、平成47(2035)年には約160万人に達するものと見込まれている^{注14}。

福岡市の多くは福岡平野に含まれており、一部に小高い山なども存在するものの概ね平坦である。市域西部・西南部は脊振山地の一角を成しており、標高が高く起伏の大きい地形となっている。市街地の海岸部は大半が埋立地であり、港湾・住宅などが建設されている。



2) 医療提供施設の状況

市内の医療提供施設は、病院114施設(一般病院101施設、精神科病院13施設)^{注15}、診療所1,470施設、歯科診療所1,006施設、薬局855施設^{注16}である。

注12 人口及び世帯数は「福岡市統計書(平成27年(2015年)版)」に準拠。なお、平成27年10月1日における国勢調査の数値である。

注13 「福岡市統計書(平成27年(2015年)版)」に準拠。なお、平成27年9月31日における住民基本台帳(日本人)の数値である。

注14 「福岡市の将来人口推計について」福岡市

注15 病院数、診療所数、歯科診療所数は「平成26年(2014)医療施設(静態・動態)調査」(厚生労働省)に準拠。

注16 「届出受理医療機関名簿」(九州厚生局)

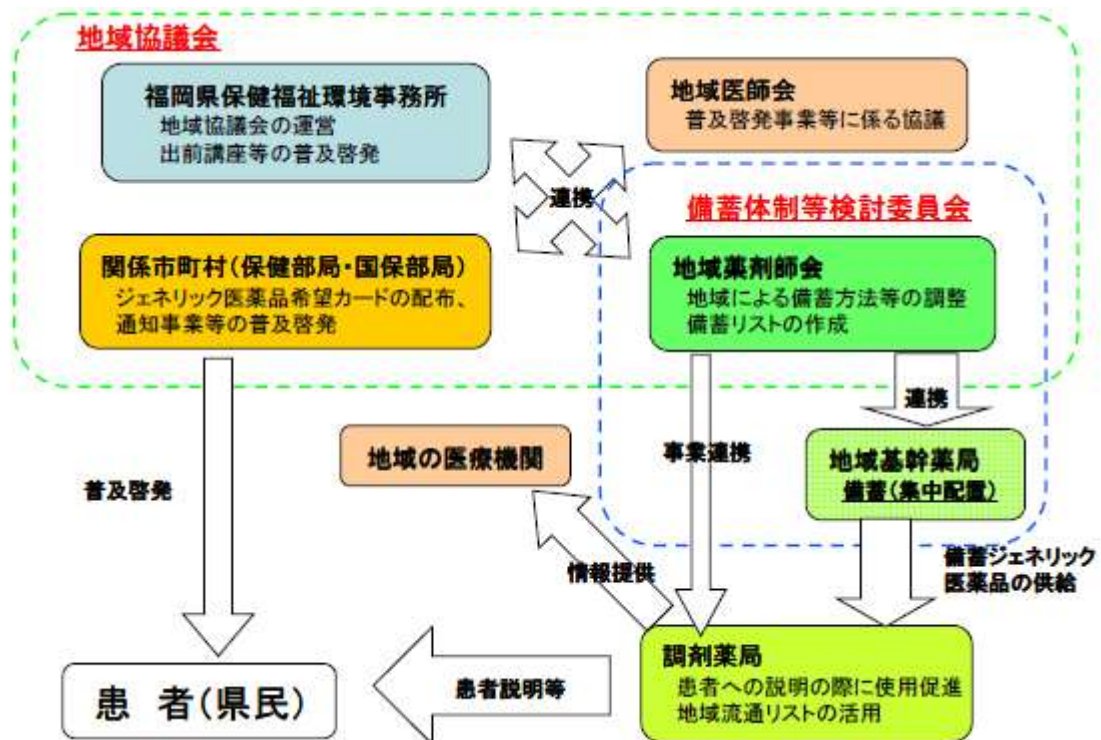
2. 地域協議会の設置・運営

福岡県では、ジェネリック医薬品の普及率を引き上げることを目的として、平成 19 (2007) 年度から「ジェネリック医薬品使用促進事業」を実施しており、平成 22 (2010) 年度にはジェネリック医薬品使用割合 32.0% (旧指標) を達成した^{注17}。従来からの県全体の取組に加え、地域特性に応じた取組を実施するとともに、薬局における更なる普及促進を実施する方針を立てた。

この方針に基づき、平成 23 (2011) 及び平成 24 (2012) 年度には筑紫地区、飯塚地区においてモデル事業「地域協議会事業」を実施し、備蓄 (集中配置) 体制の整備等の取組を実施した。

福岡県では、当該事業について「ジェネリック医薬品の普及について、県・市町村・地域医師会・地域薬剤師会間で情報交換し、連携するための場として活用された。特に、市町の国保部局において実施された薬剤費削減可能額通知事業についての情報を地域の医療関係者で共有することは、通知の効果を上げるために重要であると考えられる」と評価した上で、平成 25 (2013) 年度からは福岡地区と北九州地区、平成 26 (2014) 年度からは八女筑後地区と田川地区において同事業を段階的に開始している。

地域協議会事業の概要 (筑紫地区、飯塚地区)



出典：「地域協議会の実施状況等について」平成 24 年度第 1 回福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会

^{注17} 「福岡県ジェネリック医薬品流通実態調査」

第4章 福岡県における福岡市での取組

福岡地区（福岡市）では、平成 26（2014）年 1 月 29 日に、福岡地区におけるジェネリック医薬品の使用を促進することにより、医療の質を確保しながら患者負担の軽減及び医療費の抑制を図ることを目的として、福岡市医師会（1名）、福岡市薬剤師会（2名）、病院関係者（3名、福岡市内の基幹病院の薬剤部から各1名）、学識経験者（大学教授1名）、行政（福岡市国民健康保険課、地域医療課から各1名）の計9名の有識者等から構成される福岡地区ジェネリック医薬品地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置した。なお、委員長は学識経験者が務めた。

地域協議会は、その後、毎年度開催され、平成 28（2016）年 3 月時点で計 3 回にわたり検討を重ねてきている。

3. 地域協議会での取組

1) ジェネリック医薬品の普及啓発に係る情報の共有及び連携強化

地域協議会では、下記のとおり福岡市におけるジェネリック医薬品の普及啓発に係る取組に関する情報共有を行った。

ジェネリック医薬品差額通知事業

福岡市（国民健康保険）では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額軽減のお知らせ（差額通知）事業を平成 23（2011）年 11 月から下記の要領にて実施している。当該事業の効果である調剤費の削減額は、平成 27（2015）年度は 11 月末時点で、約 1 億 4,100 万円となっている。

■ 実施方法

- ・ 医薬品費の軽減額が高い上位 5,000 人を対象にして毎月送付。
※がん、精神疾患に係る処方については除く。

■ 実施状況（平成 27 年 11 月末時点）

・送付件数（総数）	238,406 件
・送付者数（累計）	99,553 件
・切替者数（累計）	28,942 件
・普及率（数量ベース・調剤）	61.1%（新指標 ^{注18} ）
・削減額（累計、医科+調剤）	約 5 億 4,200 万円
・年度削減額 平成 23 年度（11 月～）	約 1,300 万円
平成 24 年度	約 8,800 万円
平成 25 年度	約 1 億 2,000 万円
平成 26 年度	約 1 億 8,200 万円
平成 27 年度	約 1 億 4,100 万円

② ジェネリック医薬品希望カード及びシールの配布事業

平成 21～23 年度	・ 全世帯に保険証とともにジェネリック医薬品希望カードを配布
平成 24 年度	・ ジェネリック医薬品の紹介パンフレットと一体となった希望カードを保険証とともに送付
平成 25 年度	・ 保険証カード化に合わせ、希望シールを保険証ケースとともに各区で配布
平成 26～27 年度	・ 差額通知に希望シールを同封（平成 26 年 5 月から） ・ 平成 27 年度から保険証に希望シールを同封し、全世帯に配布

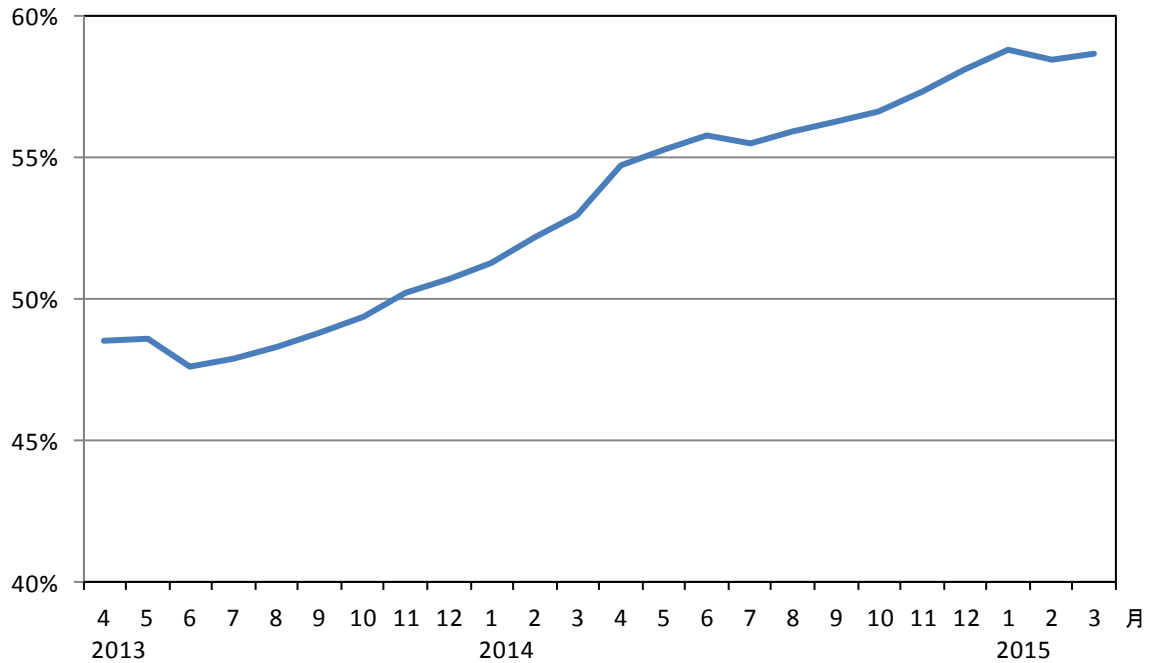
③ 広報事業

その他、パンフレット等（国民健康保険のてびき、国保ポケットブック、福岡市国民健康保険料のお知らせ、医療費のお知らせ）の配布や、福岡市ホームページやテレビ・ラジオでの CM 放映放送等を実施した。

^{注18} ジェネリック医薬品のある先発医薬品及びジェネリック医薬品を分母としたジェネリック医薬品の数量シェア（平成 25（2013）年 4 月策定の「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で用いている指標）

なお、厚生労働省が公表した「市町村別後発医薬品使用割合」においても、平成27（2015）年3月時点の使用割合は新指標で58.7%と上昇傾向にある。

福岡市におけるジェネリック医薬品使用割合（新指標）の推移



出典：「各月の市町村別の後発医薬品の使用割合」厚生労働省

2) 福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストの作成

① 福岡地区基幹病院採用品目に関する情報の集約・リスト化

地域協議会では、福岡市におけるジェネリック医薬品の普及促進を図るため、基幹病院の採用リストを作成し、地域の医療機関で情報を共有し、ジェネリック医薬品を選択しやすい環境をつくることを目的として、平成 26 (2014) 年度に「福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リスト検討委員会」を設置し、福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リスト (以下「リスト」という。) の作成を実施した。

福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リスト検討委員会の事業概要

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市におけるジェネリック医薬品の普及促進を図るため、リストを作成し、地域の医療機関で情報を共有し、ジェネリック医薬品を選択しやすい環境をつくる。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の基幹病院の採用品目について調査及び取りまとめ等を行い、リストを作成する。 リストの配布、周知を行い、定期的に更新を行うことで、地域の医療機関におけるジェネリック医薬品の普及を促進し、薬局における在庫負担の軽減を図る。
主催者	一般社団法人福岡市薬剤師会
委員構成	一般社団法人福岡市薬剤師会、基幹病院 (薬剤部) 代表
役割	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡市薬剤師会 <ul style="list-style-type: none"> ➢当該委員会の設置・運営 ➢福岡地区の基幹病院の採用品目を取りまとめ、リストを作成 ➢医療機関や会員薬局へのリストの配布・周知、定期的な更新 ○基幹病院薬剤部 <ul style="list-style-type: none"> ➢当該委員会への参加 ➢リストの作成、更新等への協力
地域基幹病院採用品目リスト	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹病院の選定 <ul style="list-style-type: none"> ➢九州大学病院、福岡大学病院、九州医療センター、九州がんセンター、福岡病院、福岡市立病院、福岡市立こども病院、福岡赤十字病院、浜の町病院、千早病院、九州中央病院、福岡県済生会福岡総合病院、福岡通信病院の計 13 病院 ○リスト様式 <ul style="list-style-type: none"> ➢ジェネリック医薬品 (内用薬、注射薬、外用薬) の品目毎に成分名、対応する先発医薬品名、基幹病院の採用状況等を掲載 ○掲載品目 <ul style="list-style-type: none"> ➢厚生労働省ホームページ「使用薬剤の薬価 (薬価基準) に記載されている医薬品について (平成 26 年 12 月 12 日現在)」で示される医薬品のうち、診療報酬において後発医薬品調剤体制加算等の対象とされるジェネリック医薬品のうち、基幹病院において採用されているもの (平成 27 年 2 月現在) ➢先発医薬品については、ジェネリック医薬品と同じ成分で診療報酬において加算の対象とならない代表的な医薬品を掲載

第4章 福岡県における福岡市での取組

リストの作成にあたっては、各基幹病院からの採用品目情報の集約・リスト化を福岡市薬剤師会が担当した。この間、福岡地区基幹病院採用品目リスト検討委員会も2回にわたり開催され、リストの作成方法、掲載品目の追加・見直し、リストの周知方法等検討を行った。

また、完成したリストについては、福岡市薬剤師会から、福岡市医師会、福岡市薬剤師会の会員薬局、福岡市周辺の地域薬剤師会等に対して約2,500部配付した。

② アンケート調査の実施

福岡市では、福岡地区基幹病院採用品目リストの利用状況等を把握し、その効果を確認するとともに、リストの更新・改良の必要性や今後の使用促進に向けた取組の検討を目的として、平成28(2016)年3月に前述のリスト配付先へのアンケート調査を実施した。なお、調査結果については、平成28(2016)年度中に取りまとめがなされる予定である。

福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストに関するアンケート (福岡市医師会会員あて) ①

福岡地区基幹病院ジェネリック医薬品採用品目リストに関するアンケート票 (福岡市医師会会員あて)

- 以下の問1～13に回答をお願いします。
- 【単一回答】と書いてある場合には、選択肢の中から1つだけ選んで○を付けてください。
- 【複数回答可】と書いてある場合には、選択肢の中からあてはまるものを全て選んで○を付けてください(1つだけでも結構です)。
- 一部、ジェネリック医薬品を「GE」と表記しています。

<基礎情報>

1. 病院・診療所名を以下の下線に記入してください。※ この設問は任意回答です。

2. 【単一回答】病院・診療所の所在地域を以下の中から1つ選んで○を付けてください。

①博多区、②中央区、③東区、④南区、⑤西区、⑥城南区、⑦早良区

3. 【単一回答】病院・診療所の分類・病床数について以下の中から1つ選んで○を付けてください。

- ①無床診療所
- ②有床診療所
- ③病院(許可病床数～100床)
- ④病院(許可病床数101～200床)
- ⑤病院(許可病床数201～500床)
- ⑥病院(許可病床数501床～)

4. 診療所の場合(3.で①もしくは②を選んだ場合)のみ回答

標榜診療科について、主なものから上位3つまでを、以下の①～⑫の中から選んで、以下の()内に記入してください。

※ 主なものが1または2つしかない場合は、1位もしくは2位までの記入でも結構です。

1位()、2位()、3位()

- ①内科、②外科、③整形外科、④泌尿器科、⑤産婦人科、⑥耳鼻咽喉科
- ⑦皮膚科、⑧眼科、⑨小児科、⑩精神科、⑪脳神経外科、⑫その他

次ページに続きます

福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストに関するアンケート
(福岡市医師会会員あて) ②

＜福岡地区基幹病院ジェネリック医薬品採用品目リストについて＞

5. 【単一回答】福岡県では、医療機関・薬局等がジェネリック医薬品を採用する際の参考となるよう、福岡地区の基幹病院（13病院）で採用しているジェネリック医薬品の品目を一覧にした「福岡地区基幹病院ジェネリック医薬品採用品目リスト」を作成し、平成27年3月に福岡市医師会員や福岡市薬剤師会員などに配布しました。

この「福岡地区基幹病院ジェネリック医薬品採用品目リスト」をご覧になって、以下のうち最もあてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

- ①リストは参考になった
- ②リストは現時点では参考になっていないが、新規薬を採用する際など、今後機会があれば参考になると思う
- ③当院ではリストは直接参考にはならないが、リストが配布された意義はあると感じる
- ④リストが配布された意義をあまり感じない

6. 5. で①もしくは②を選んだ場合のみ回答

【複数回答可】リストはどのように参考になった、あるいは参考になると思われますか、以下の中からあてはまるものを全て選んで○を付けてください。

※ ⑤を選んだ場合には（ ）に具体的な内容を記入してください。

- ①GEを新規に選ぶ際や、採用しているGEを別銘柄のGEに切り替える際の参考
- ②一般名処方など院外処方する際の参考
- ③供給停止等によりある医薬品の在庫がなくなった場合の代替品を選ぶ際の参考
- ④一般名と銘柄名との対照表として参考
- ⑤その他（ _____ ）

7. 5. で③もしくは④を選んだ場合のみ回答

【複数回答可】リストはなぜ参考にならなかったのか、以下の中からあてはまるものを全て選んで○を付けてください。

※⑤、⑥、⑧を選んだ場合には（ ）に具体的な内容を記入してください。

- ①院外処方が主であり、GEの採用については薬局に任せているから
- ②参考となる病院のGE採用品目はすでに知っているから
- ③独自の判断でGEを採用しているから
- ④すでに積極的にGEを採用しており、リストを参考にする必要がないから
- ⑤参考となる医薬品が入っていなかったから
(医薬品名： _____)
- ⑥参考となる病院が入っていなかったから
(病院名： _____)
- ⑦GEの採用に積極的でないから
- ⑧その他（ _____)

福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストに関するアンケート
(福岡市医師会会員あて) ③

8. 【単一回答】福岡県では県下全域における基幹病院（12病院）が採用しているジェネリック医薬品の品目リストも作成、配布しています（最新版は平成27年3月版）。この県下全域の基幹病院採用ジェネリック医薬品リストと、福岡地区のみの基幹病院採用ジェネリック医薬品リストの必要性について、どのように思われるか、以下の中から1つ選んで○を付けてください。
- ①県下全域と福岡地区の両方が必要
 - ②福岡地区のみ必要
 - ③県下全域のみ必要
 - ④両方必要ない

9. リストを参考とした事例・取組について、以下の下線に記載してください。(自由記載)

10. リストに関する改善要望やその他ご意見があれば、以下の下線に記載してください。(自由記載)

※ リストに掲載する病院や医薬品の追加の要望についても記載してください。

<その他GEについて>

11. 【単一回答】GEの採用に積極的ですか。以下の中から1つ選んで○を付けてください。

①はい、②いいえ、③どちらとも言えない

福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストに関するアンケート
(福岡市医師会会員あて) ④

12. GEを採用していない事例がある場合、その医薬品及び採用していない理由について、以下の下線に記載してください。(自由記載)

※ 特定の医薬品に限定しない事例の場合には、「医薬品名」は空欄で結構です。

医薬品名： _____

理由等： _____

医薬品名： _____

理由等： _____

医薬品名： _____

理由等： _____

13. GEの使用促進にあたっての課題・提案があれば、以下の下線に記載してください。
(自由記載)

以上です。ありがとうございました。
調査結果につきましては、個人や医療機関等が特定される情報は公表しないこと、他の目的には使用しないことを申し添えます。
また、病院・診療所名を御記入いただいた施設については、福岡県保健医療介護部業務課より回答内容に関して御質問等をさせていただく場合がございます。

福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストに関するアンケート
(福岡市薬剤師会会員あて) ①

福岡地区基幹病院ジェネリック医薬品採用品目リストに関するアンケート票
(福岡市薬剤師会会員あて)

- 以下の問1～14に回答をお願いします。
- 【単一回答】と書いてある場合には、選択肢の中から1つだけ選んで○を付けてください。
- 【複数回答可】と書いてある場合には、選択肢の中からあてはまるものを全て選んで○を付けてください(1つだけでも結構です)。
- 一部、ジェネリック医薬品を「GE」と表記しています。

<基礎情報>

1. 薬局名を以下の下線に記入してください。

2. 【単一回答】薬局の所在地域を以下の中から1つ選んで○を付けてください。

①博多区、②中央区、③東区、④南区、⑤西区、⑥城南区、⑦早良区

3. 処方箋応需診療科について、主なものから上位3つまでを、以下の①～⑬の中から選んで、以下の()内に記入してください。

※ 主な処方箋応需診療科が、総合病院等であり、主なものを選び難い場合には、⑬総合病院等を選んでください。

※ 主なものが1または2つしかない場合は、1位もしくは2位までの記入でも結構です。

1位()、2位()、3位()

①内科、②外科、③整形外科、④泌尿器科、⑤産婦人科、⑥耳鼻咽喉科、⑦皮膚科、
⑧眼科、⑨小児科、⑩精神科、⑪脳神経外科、⑫総合病院等、⑬その他

<福岡地区基幹病院ジェネリック医薬品採用品目リストについて>

4. 【単一回答】福岡県では、医療機関・薬局等がジェネリック医薬品を採用する際の参考となるよう、福岡地区の基幹病院(13病院)で採用しているジェネリック医薬品の品目を一覧にした「福岡地区基幹病院ジェネリック医薬品採用品目リスト」を作成し、平成27年3月に福岡市薬剤師会会員や福岡市医師会会員などに配布しました。

この「福岡地区基幹病院ジェネリック医薬品採用品目リスト」をご覧になって、以下のうち最もあてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

- ①リストは参考になった
- ②リストは現時点では参考になっていないが、新規薬を採用する際など、今後機会があれば参考になると思う
- ③当薬局ではリストは直接参考にはならないが、リストが配布された意義はあると感じる
- ④リストが配布された意義をあまり感じない

福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストに関するアンケート
(福岡市薬剤師会会員あて) ②

5. 4. で①もしくは②を選んだ場合のみ回答

【複数回答可】リストはどのように参考になった、あるいは参考になると思われますか、以下の中からあてはまるものを全て選んで○を付けてください。

※ ⑤を選んだ場合には()に具体的な内容を記入してください。

- ①GEを新規に選ぶ際や、採用しているGEを別銘柄のGEに切り替える際の参考
- ②供給停止等によりある医薬品の在庫がなくなった場合の代替品を選ぶ際の参考
- ③同一成分で複数銘柄のGEを在庫している薬剤について、在庫するGE銘柄を取捨選択する際の参考
- ④診療所から薬局に対して、変更可能なGEについて問合せがあった際の、紹介のための参考
- ⑤その他()

6. 4. で③もしくは④を選んだ場合のみ回答

【複数回答可】リストはなぜ参考にならなかったのか、以下の中からあてはまるものを全て選んで○を付けてください。

※ ④、⑤、⑦を選んだ場合には()に具体的な内容を記入してください。

- ①参考となる病院のGE採用品目はすでに知っているから
- ②独自の判断でGEを採用しているから
- ③すでに積極的にGEを採用しており、リストを参考にする必要がないから
- ④参考となる医薬品がリストに入っていなかったから
(医薬品名:)
- ⑤参考となる病院がリストに入っていなかったから
(病院名:)
- ⑥GEの採用に積極的でないから
- ⑦その他()

7. 【単一回答】福岡県では県下全域における基幹病院(12病院)が採用しているジェネリック医薬品の品目リストも作成、配布しています(最新版は平成27年3月版)。

この県下全域の基幹病院採用ジェネリック医薬品リストと、福岡地区のみの基幹病院採用ジェネリック医薬品リストの必要性について、どのように思われるか、以下の中から1つ選んで○を付けてください。

- ①県下全域と福岡地区の両方が必要
- ②福岡地区のみ必要
- ③県下全域のみ必要
- ④両方必要ない

福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストに関するアンケート
(福岡市薬剤師会会員あて) ③

8. リストを参考とした事例・取組について、以下の下線に記載してください。(自由記載)

9. リストに関する改善要望やその他ご意見があれば、以下の下線に記載してください。(自由記載)

※ リストに掲載する病院や医薬品の追加の要望についても記載してください。

<その他GEについて>

10. 平成27年7月と平成28年1月のGE使用率(数量ベース、新指標)を、以下の下線に記入してください。

平成27年7月: _____% 平成28年1月: _____%

11. 回答時点での貴薬局における取扱い全医薬品品目数及びそのうちのGE品目数を以下の下線に記入してください。

※ 規格ごとではなく品目ごとに算出してください。

全医薬品品目数: _____ GE品目数: _____

12. 【単一回答】応需処方箋のうち、先発医薬品からの変更不可がひとつでもある処方箋の割合について、最もあてはまるものを1つ選んで○を付けてください。

①およそ1/4以下、②1/4から1/2程度、③1/2から3/4程度、④およそ3/4以上

福岡地区基幹病院採用ジェネリック医薬品リストに関するアンケート
(福岡市薬剤師会会員あて) ④

13. GEを採用していない事例がある場合、その医薬品及び採用していない理由について、以下の下線に記載してください。(自由記載)

※ 特定の医薬品に限定しない事例の場合には、「医薬品名」は空欄で結構です。

※ 処方医の意向でもわかる範囲で記載してください。

医薬品名： _____

理由等： _____

医薬品名： _____

理由等： _____

医薬品名： _____

理由等： _____

14. GEの使用促進にあたっての課題・提案があれば、以下の下線に記載してください。
(自由記載)

以上です。ありがとうございました。

調査結果につきましては、個人や薬局等が特定される情報は公表しないこと、他の目的には使用しないことを申し添えます。

また、福岡県保健医療介護部薬務課より回答内容に関して御質問等をさせていただく場合がございます。

4. 地域協議会の取組効果

地域協議会の事務局を務めた福岡県においては、地域協議会の運営ノウハウとして有効であったこととして、「ジェネリック医薬品の使用促進に有効なメンバーを協議会のメンバーとすること」、「協議会での検討結果を構成メンバーで速やかに実行できたこと」を挙げている。一方で、運営上の課題については、後述するように「地区特有の課題の明確化が難しかった」を挙げている。

福岡市においては、地域協議会の取組として基幹病院採用ジェネリック医薬品リストを作成・公表し、現在、そのリストの更新・改良の必要性等についてアンケート調査を実施するなどして、ジェネリック医薬品の使用促進策を着実に進めている。

リストは、病院薬剤部、薬局の双方にとって、ジェネリック医薬品の採用銘柄を検討する上での参考資料となっており、薬局にとっても主応需先の採用銘柄を把握できる点で、在庫管理を行う上での有用なツールとなっていることが窺われる。

また、ジェネリック医薬品の使用促進については、従来から福岡市薬剤師会は積極的に勉強会を開催し、製薬メーカー等による展示会との連携を積極的に行いながら、ジェネリック医薬品についての理解を深めるとともに、福岡市医師会へ働きかけなどを行っていた。また、以前であれば、医薬品をテーマにした検討会等に医師会が参加することはあまりなかったが、今般の地域協議会での検討を通じて、医師会と薬剤師会、病院薬剤部、薬局がジェネリック医薬品について情報共有するきっかけとなっており、関係者間の関係強化、課題認識の共有が進んでいる。

国がジェネリック医薬品の使用割合を平成29(2017)年央に70%以上とする目標を示した現在、福岡県としては目標を早期に達成するための新たな取組が必要であると認識している。

そこで、地域毎のジェネリック普及状況を確認するとともに、地域特有の課題を抽出するため、保険者のレセプトデータの解析を現在進めている。レセプトデータの解析により、今後使用促進を図るべきターゲットを設定し、それぞれのターゲットに応じた対応策を検討する予定である。

第5章 調査研究のまとめ

本調査研究では、市区町村又は保健所単位で地域協議会を組織し、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいる3地域（千葉県野田市、兵庫県篠山市、福岡県福岡市）を対象に、ジェネリック医薬品の使用促進策の内容、その効果等に関するヒアリング調査を実施した。

各地域とも、地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会、基幹病院の薬剤部、薬局等の医療関係者によって会議体が組成され、ジェネリック医薬品の使用促進に係る具体的な課題を共有しながら、その解決策を検討していた。

このような地域レベルでの協議会のメリットとして挙げられるのが、病院薬剤部と調剤薬局との薬薬連携をはじめとして、医師や歯科医師、薬剤師等の職能を超えた「顔と顔の見える関係」が構築される点にある。

そもそも、いずれの地域も、医師、歯科医師、薬剤師等の医療関係者が合同して何らかのテーマについて協議する場はあまりなく、処方側の医師・歯科医師と調剤側の薬剤師が日常業務以上にコミュニケーションを図ることも少なかったと考えられる。このことは、病院の薬剤師と薬局の薬剤師との間でも同様であった。また、そもそもジェネリック医薬品に限らず、医薬品をテーマとした研修会等は薬剤師会が単独で開催されているものが多く（テーマについては、製薬メーカー協賛のもとでの新製品に関する情報提供等も多い）、医師や歯科医師が参加してそれぞれの職能の立場からジェネリック医薬品について意見を述べ合う機会はなかった。

そのため、今般の地域協議会は、行政（市区町村）が国の医療関連施策や制度改革の動向をはじめとして、国民健康保険の財政状況等、国民医療費の状況やジェネリック医薬品の使用促進のために実施している施策（差額通知事業、各種広報事業）について、現場の医療関係者に直接説明できる場となり、医療関係者側では、従来から感じているジェネリック医薬品に対する不安・不信感や、薬局のジェネリック医薬品の在庫管理の負担感が表明される場となり、さらには、医療機関におけるジェネリック医薬品の採用基準等に関する情報共有を行うことのできる貴重な場となった。また、地域協議会の具体的な取組として、地域の医療関係者へのアンケートやシンポジウムの開催、住民へのアンケート等が行われており、地域協議会の枠を超えた地域の医療従事者間での認識共有や、地域住民への情報発信並びに意識啓発が図られている。

さらに、これらの課題認識の共有を通じて医療関係者間の関係性が強化され、「ジェネリック医薬品の使用促進」というテーマから進んで、地域医療の様々な課題（例えば、地域包括ケアシステム構築のための多職種連携、病院薬剤部と薬局との薬薬連携等）を検討するための会議体が別に組成されるなどの試みも展開されている。

また、福岡県福岡市で作成された基幹病院採用ジェネリック医薬品リストの共有は、

医療機関及び薬局がジェネリック医薬品の採用銘柄を選定するにあたって貴重な資料となっており、将来的な採用銘柄の集約化・統一化、それによる薬局の在庫管理の負担軽減の可能性も考えられる取組となっている。

このような地域単位での採用医薬品リストの作成といった試みは、まさに市区町村又は保健所単位の地域協議会が旗振り役となることで実施可能となるものであり、今後、全国各地で同様の取組が進むことが望まれる。

本調査研究で対象にした3地域は、いずれの地域もジェネリック医薬品の使用促進が進んでおり、その使用割合の数値も着実に上昇している。これが全て地域協議会の取組の効果とはいえないものの、医療関係者間の「顔と顔の見える関係」の構築を起点とする様々な取組は、ジェネリック医薬品の使用促進をはじめとした地域医療の課題解決のための検討を始める契機となっているといえよう。

一方、本調査研究の中において指摘されたように、国がジェネリック医薬品の使用割合を平成29（2017）年央に70%以上、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とすることを目標に掲げた現在、直接的な政策誘導策を持たない地方自治体（都道府県、市区町村）は、患者や医療関係者のジェネリック医薬品の使用に対する抵抗感を和らげ、使用促進に向けた意識啓発を行うほかない。

しかしながら、ジェネリック医薬品の使用割合70%以上の目標達成のために残された期間は僅か2年程度しかなく、前述のような地域協議会の取組のみでは短期間に確実な目標達成が見込めないことも懸念されている。また、年間に数回程度しか開催しない会議体であることから、地域レベルの具体的な課題が表明され、認識が共有されるに至るためには相当な工夫が必要になる。

そのため、より踏み込んだ議論を、スピード感を持って行い、地域の具体的な課題を関係者間で共有して効率的かつ効果的な解決策を検討するためにも、地域協議会の事務局である自治体（市区町村）は、診療報酬明細書データをはじめとする様々な医療関連データを解析し、住民のジェネリック医薬品の使用状況や使用促進の阻害要因等に関する地域の特性をエビデンスデータとして示し、関係者がより具体的な課題を認識しやすくするよう、支援することが求められる。

また、そのデータ解析を通じてジェネリック医薬品の使用が進まない住民層や地域を特定してターゲットを設定した上で、効率的・集中的な取組を実施することが必要である。

さらに、これらの事務局業務を地域の市区町村や保健所が単独で担うことは負担も大きく、その点、都道府県は後発医薬品安心使用促進協議会の運営や事業実施のノウハウ、過去に開催した地域協議会の情報やノウハウを有していることから、より積極的に介入支援を行うことが求められる。また、都道府県側にあっても、今後の医療費

適正化計画の見直し等も視野に入れ、医療・医薬品行政担当部局と国民健康保険担当部局との緊密な連携が求められるところである。

また、このことは、ジェネリック医薬品の使用促進について大きな役割を担う市区町村の地域薬剤師会についても、都道府県薬剤師会と積極的に情報共有を行い、より広範囲な地域の動向を踏まえながら、薬剤師としての職能発揮に努めることが望まれるといえよう。

